

令和2年5月8日  
山形県新型コロナウイルス  
感染症に係る危機対策本部

関係事業者様

山形県  
新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
本部長 吉村 美栄子

### 企業等に対する感染防止対策の徹底の要請について

山形県における新型コロナウイルス感染者は、3月31日に1例目が確認されて以降、県内の広範囲に広がっておりましたが、4月中旬以降は、新規感染者の確認が減少しております。営業自粛に対する関係事業者の皆様のご御理解と御協力に心より感謝申し上げます。

一方、政府は、全国の感染状況を踏まえて、全都道府県を対象とした緊急事態宣言を5月31日まで延長しました。本県においても、引き続き、感染防止対策の徹底等を講じる必要があります。

つきましては、5月11日以降、別紙のとおり感染防止対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

特に、パチンコ店、ゲームセンター、スポーツクラブ（ジム）にあっては、感染リスクが高いことを踏まえ、一層の徹底を要請します。

## 1 営業自粛(休業)を要請

施設の種類	施設例	内容	要請期間
接待を伴う飲食店	キャバレー、ナイトクラブ、 スナック	営業 自粛 (休業)	5月11日(月)～5月14日(木) ※5月14日をめどに開催される政府 の専門家会議等の意見や政府判断を 踏まえ、再検討
全国でクラスター が発生した施設	バー、カラオケボックス、 ライブハウス		

## 2 感染防止対策の徹底を要請 (要請期間：5月11日(月)～5月31日(日))

## (1) 遊技場・屋内運動施設

必要に応じて入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること等、徹底した感染防止対策を要請。

特に、パチンコ店、ゲームセンター、スポーツクラブ(ジム)には強く要請。

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔(2m目安)を確保
- (ii) 入退出時や集合場所等において人と人との十分な間隔(2m目安)を確保
- (iii) 適切な換気と客の入れ替えのタイミングでの消毒の実施
- (iv) 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや効果音等を最小限のものとし、従業員が、客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする
- (v) パチンコ店については、自主的な営業時間の短縮等を要請

## (2) その他の施設

必要に応じて入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること等、徹底した感染防止対策を要請。

具体的には、施設に応じて徹底した感染防止対策を求める。

- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場  
上記(i)～(iii)を実施
- 博物館、美術館又は図書館  
上記(i)～(iii)+必要に応じて、入場の制限等を実施
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗等  
上記(i)～(iii)+従業員と客、客と客との間にパーテーションを設置等
- その他、飲食店等  
上記(i)～(iii)+多人数での使用を控え、大皿での取り分けによる食品提供を自粛、衛生面や健康面の管理を徹底 等

## (3) 各施設共通

不要不急の帰省や旅行などの県域をまたいだ移動の自粛や、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践などを県民に要請していることを踏まえた、適切な感染防止対策を要請。